別添資料１

■ 全体建築基本計画

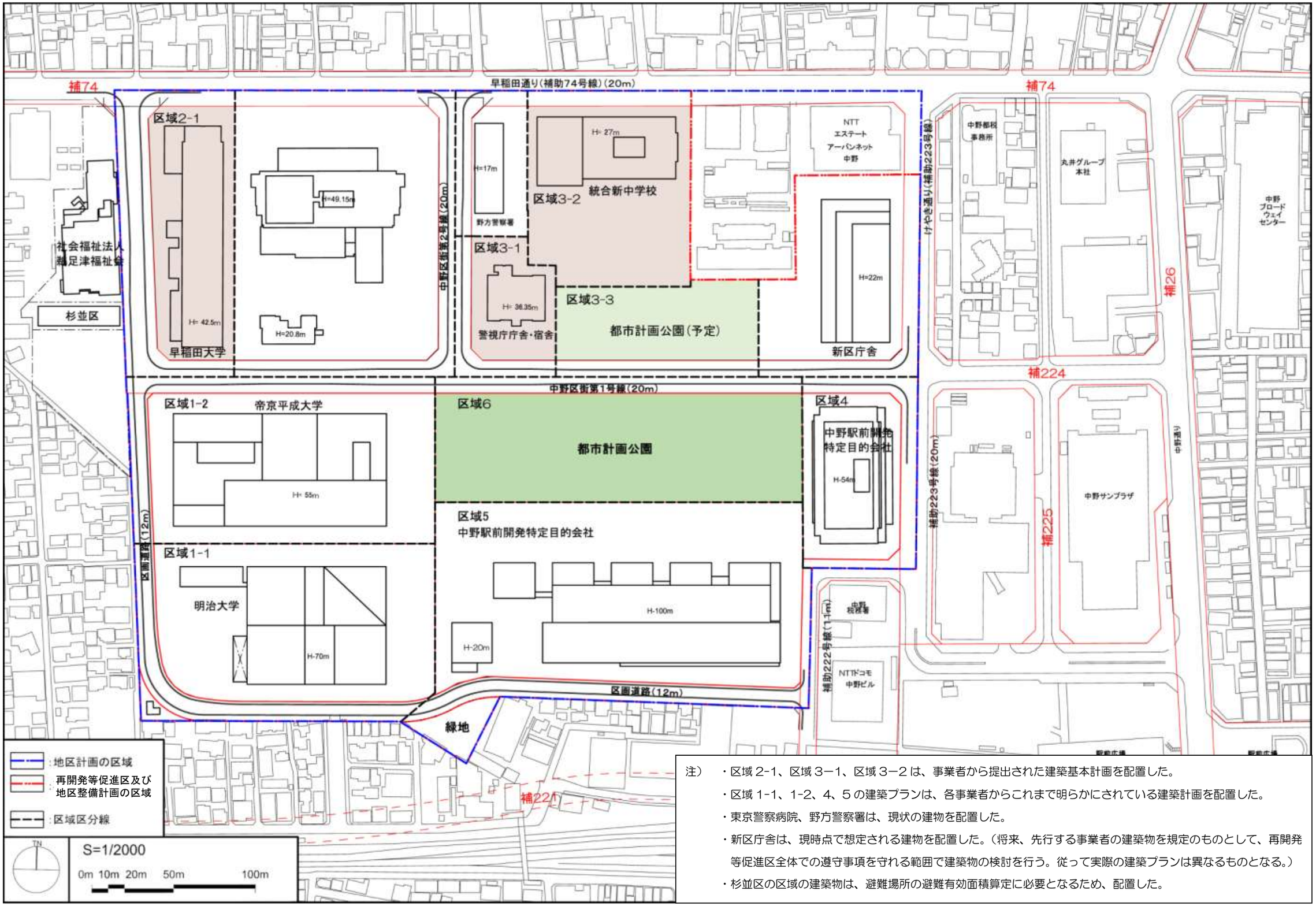

注）
- 区域２-1、区域３－1、区域３－2 は、事業者から提出された建築基本計画を配置した。
- 区域 1-1、1-2、4、５の建築プランは、各事業者からこれまで明らかにされている建築計画を配置した。
- 東京警察病院、野方警察署は、現状の建物を配置した。
- 新区庁舎は、現時点で想定される建物を配置した。（将来、先行する事業者の建築物を規定のものとして、再開発等促進区全体での遵守事項を守れる範囲で建築物の検討を行う。従って実際の建築プランは異なるものとなる。）
- 杉並区の区域の建築物は、避難場所の避難有効面積算定に必要となるため、配置した。